

船橋市地域防災計画の修正概要

資料 1

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

災害対策基本法の改正及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえるとともに、風水害時の配備体制の見直しや、新型コロナウイルス感染症対策等を反映し、現行の地域防災計画の修正を行います。

1 災害対策基本法及び関係法令の改正に伴う修正

① 避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定について規定（地震 1.9-4）

災害時の避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める旨を規定します。（災害対策基本法第49条の14等）

該当箇所	新	旧
地震 1.9-4	<p>個別避難計画の策定</p> <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿登載者のうち、個別避難計画を作成することへの同意を得られた者について、避難支援関係者と連携した個別避難計画の策定に努める。</p>	<p>個別計画の策定</p> <p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、安心登録カード事業を通じて、避難支援関係者と連携した個別計画の策定に努めていく。</p>

② 避難勧告を避難指示に一本化（風水害 2.8-1 他）

令和元年度の台風19号等の経験を踏まえた避難情報のさらなる見直しが行われ、避難勧告が避難指示に一本化されたことに伴い、市の避難情報の発令基準等にも反映します。（災害対策基本法第60条第1項等）

該当箇所	新			旧		
風水害2.8-1	警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル	避難情報等	避難行動等
	5 緊急安全確保	命を守るための最善の行動を取る		5 災害発生情報	命を守るための最善の行動を取る	
	4 避難指示	危険な場所にいる人は全員避難		4 避難指示(緊急)避難勧告	全員避難	
	3 高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者等は避難		3 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難	
	2 大雨注意報 洪水注意報等 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認		2 大雨注意報 洪水注意報 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	
	1 早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める		1 早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める	

【その他の該当箇所】

- ・総 論 1.2-2
- ・地 震 1.1-3／1.1-10／1.5-6／1.5-8／2.1-33／2.2-9、16／2.3-6、7／2.4-3／2.7-3、6～10、12
- ・風 水 害 1.5-3／2.1-1／2.2-5／2.3-1、3、4／2.4-1／2.6-1、2／2.8-2～5
- ・事 故 2.1-3／2.2-1、4、6／2.3-2、6／2.5-2／2.6-4／2.7-3／2.8-2、5

③ 広域避難に係る協議規定について追加（地震 2.19-3）

大規模な災害発生のおそれ等がある場合に、市民を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合における自治体間の協議について規定します。（災害対策基本法第61条等）

該当箇所	新	旧
地震 2.19-3	<p><u>災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。</u></p> <p><u>①同一都道府県内の市町村への避難</u></p> <p><u>②緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難</u></p> <p><u>③緊急時の他の都道府県の市町村への避難</u></p>	規定なし

2 千葉県地域防災計画の修正等に伴う修正

① 緊急輸送道路の追加（地震 1.8-1～3）

千葉県が追加で指定した緊急輸送道路第2次路線及び新規で指定した緊急輸送道路第3次路線について反映します。

該当箇所	新	旧
地震 1.8-1～3	1次路線 9ルート 2次路線 <u>11</u> ルート <u>3次路線 2ルート</u>	1次路線 9ルート 2次路線 5ルート

② 地震時の職員配備基準等の修正（地震 2.1-10 他）

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始によって「東海地震に関連する情報」の運用が行われていないことに伴い、千葉県地域防災計画と整合を図り、初期参集条件及び体制の配備時期等について見直しを行います。

また、警戒本部体制を災害対策本部体制に統合し、旧警戒本部体制を非常第1配備に旧災害対策本部体制を非常第2配備に整理するとともに、本部長についても市長に統一します。

該当箇所	新	旧
地震 2.1-10	<p>【各課対応】</p> <p>1.市内で震度4を観測し、市長が必要と認めた時</p> <p><u>2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)の発表</u></p> <p>【災害対策本部(非常第1配備)】（本部長：<u>市長</u>）</p> <p>1.市内で震度5弱</p> <p>2.東京湾内湾に津波注意報の発表</p> <p>3.東海地震注意情報の発表</p> <p><u>4.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表等</u></p> <p>【災害対策本部(非常第2配備)】（本部長：市長）</p> <p>1.市内で震度5強以上</p> <p>2.東京湾内湾に<u>大津波警報</u>・津波警報の発表等 <u>(1・2に該当する場合は自動設置)</u></p>	<p>【各課対応】</p> <p>1.市内で震度4を観測し、市長が必要と認めた時等</p> <p>【警戒本部】（本部長：副市長）</p> <p>1.市内で震度5弱</p> <p>2.東京湾内湾に津波注意報の発表</p> <p>3.東海地震注意情報の発表等</p> <p>【災害対策本部】（本部長：市長）</p> <p>1.市内で震度5強以上</p> <p>2.東京湾内湾に津波警報の発表</p> <p>3.東海地震予知情報の発表等</p>
【その他の該当箇所】		
・地 震 2.1-3、4、6、13、24／4.2-2／4.3-2		

3 風水害時の配備体制の見直し

① 配備体制の整理（風水害 2.1-5、6 他）

近年の風水害時の災害対応の経験を踏まえ、各体制を統合・整理し、動員数等については各班(各部局)において災害の程度等に応じた必要数を配備することを可能とし、スムーズに高次の体制へと移行できるような体制へと変更します。

該当箇所	新	旧
風水害2.1-5	(各課対応) <u>水害警戒配備体制(必要数)</u> <u>災害対策本部体制 非常第1配備(必要数)</u> <u>災害対策本部体制 非常第2配備(全職員)</u>	各課対応(必要数) 水防準備体制(職員の5% ※建設局等は 25%) 水防本部体制(職員の10% ※建設局等は 50%) 災害対策本部体制(全職員)
風水害2.1-6	配備体制の決定の流れ ① <u>市内に気象に関する警報等が発表されたとき、もしくは発表が予測されたときには、危機管理課長は水害警戒会議を開催し、水害警戒配備もしくは災害対策本部体制への移行を検討する</u> ② <u>水害警戒会議の構成員である各課長は、関係各部局長へ会議の検討結果を報告する</u> ③ <u>市長公室長は水害警戒会議の検討結果を市長・副市長に報告する</u> ④ <u>市長は、水害警戒会議の検討結果に基づき、水害警戒配備体制の配備についての指示又は災害対策本部体制について検討するための配備検討会議の実施についての指示を行う</u> ※ 危機管理監は、配備体制の検討及び市長の決定に際して、助言を行う ⑤ <u>市長は、災害対策本部配備基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な応急対策の必要を認めたときは、災害対策本部を設置する。また、状況に応じて、配備体制の再検討を行う。</u> ⑥ <u>市長が不在の場合は本決定等について、副市長(危機管理担当)、副市長(消防担当)、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。</u>	配備体制の決定の流れ 水防本部設置の決定は、市長が行う。 ア 危機管理課長は、水防関係課長会議を開催し、各課対応、水防準備体制、あるいは、水防本部設置を検討する。 イ 各課長より関係各部局長へ報告する。 ウ 市長公室長は、検討事項を市長に報告する。 エ 危機管理監は、配備体制の検討及び市長の決定に際して、助言を行う。 オ 市長は、配備基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な応急対策を必要とすると認めたときは、水防本部を設置する。 カ 市長が不在の場合は、副市長(危機管理担当)、副市長(消防担当)、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。
【その他の該当箇所】		・風水害 2.1-7、9~11／2.2-9

② 各体制配備の配備基準の見直し（風水害 2.1-5 他）

警報等は、表面雨量指数や土壌雨量指数を基準とし、重大な災害が発生するおそれのある場合に発表されることから、降水量にのみ左右されることなく警報等の発表に基づき体制配備を判断することが効果的なため、警報等の発表を主な配備基準とする体制に変更します。

該当箇所	新	旧
風水害2.1-5	<p>【水害警戒配備】</p> <p>1 各種警報等※が発表または予想され、<u>水害警戒会議</u>において必要と認めたとき 2 台風の直撃や、長期停電等が予想されるなどの状況により、水害警戒会議において必要と認めたとき 3 その他、市長が必要と認めたとき</p> <p>【災害対策本部 非常第1配備】</p> <p><u>1 各種特別警報が発表されたとき</u> 2 各種警報等※が予想または発表され、市長が必要と認めたとき 3 その他、台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき</p> <p>【災害対策本部 非常第2配備】</p> <p>市域に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときなど、市長が必要と認めたとき</p>	<p>【水防準備体制】</p> <p>1 各種警報等※が発表または予想され、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認めたとき <u>2 気象情報システムによる時間雨量 30 mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認めたとき</u> 3 台風の直撃や、長期停電等が予想され、市長が必要と認めたとき</p> <p>【水防本部体制】</p> <p>1 各種警報等及び記録的各種特別警報、記録的短時間大雨情報が予想または発表され、市長が必要と認めたとき <u>2 気象情報システムによる時間雨量 50 mm以上の降雨が予想され、市長が水害の被害があると認めたとき</u> 3 台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、市長が必要と認めたとき</p> <p>【災害対策本部体制】</p> <p>1 市全域にわたり甚大な水害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な水害が発生した場合 2 その他の状況により水防管理者(市長)が必要と認めたとき</p>
※各種警報等：大雨警報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大雪警報、土砂災害警戒情報、顕著な大雨に関する情報（線状降水帯情報）		
<p>【その他の該当箇所】</p> <p>・風水害 2.1-6、7、9～11／2.2-9</p>		

③ 水害警戒会議構成員及び本部設置前の動員班の見直し（風水害 2.1-7、9）

災害対策本部設置前であっても、円滑な避難所開設が行われるよう、水害警戒会議の構成員に避難所開設担当班と職員動員班の主管課を加えるとともに、災害対策本部設置前の段階であってもゲリラ豪雨等による避難所の開設や拡充が想定されるため、従来の水防準備体制の配備部局に加え避難所運営にあたる部局を動員する体制へと変更します。

該当箇所	新	旧
風水害2.1-7	<p>【水害警戒会議】</p> <p>危機管理課、<u>政策企画課、職員課、税務課、戸籍住民課、都市政策課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課、宅地課、警防指令課、教育総務課、社会教育課を基本とし、必要に応じて関係各課を招集</u></p>	<p>【水防関係課長会議】</p> <p>危機管理課、都市政策課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課、宅地課、警防指令課、教育総務課、社会教育課</p>
風水害2.1-9	<p>【水害警戒配備】(班)</p> <p><u>本部統括班、第1復旧支援班、第2収容班、職員動員班、第1調査班、第1収容班、第3収容班、第4収容班、情報管理班、都市施設班、道路班、下水道班、第2調査班、第2生活再建班、第1協力班、第1教育班、第2協力班、消防救急班</u></p>	<p>【水防準備体制】(部)</p> <p>都市計画部、都市整備部、道路部、下水道部、建築部、(教)管理部、(教)生涯学習部、市長公室、消防局</p>

4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

① 避難所運営上の留意事項の見直し（地震 2.7-19）

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、避難所運営上の留意事項の見直しに「感染症対策」を追加します。

該当箇所	新	旧
地震 2.7-19	<p><u>【感染症対策】</u></p> <p><u>避難所の運営にあたっては、マスク、消毒液、間仕切り等の備蓄品の活用やスペース確保等により避難者間の感染防止に努める。</u></p>	規定なし

② 宿泊可能避難所の屋内受入可能人数の見直し（資料編 資料 1）

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、宿泊可能避難所の屋内受入可能人数について見直します。

該当箇所	新	旧
資料 1	1人あたり <u>6m²</u> 計 <u>84,256</u> 人	1人あたり2m ² 計 252,886 人

5 その他の修正

① 國土強靭化地域計画の位置付け（総則 1.1-6、7）

令和3年3月に策定した船橋市國土強靭化地域計画について、本計画との関連性等について記載します。

該当箇所	新	旧
総則 1.1-6	<p><u>4. 國土強靭化地域計画との関係</u></p> <p><u>國土強靭化地域計画は、発災前の施策を対象とし、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できるような社会・経済システムを事前に構築していくという視点から取りまとめたものであり、地域防災計画に対しても指針となる計画である。</u></p>	規定なし
総則 1.1-7	<u>体系図に位置付け</u>	体系図に位置付けなし

② 千葉県災害福祉支援チームとの連携について記載（地震 2.7-17 等）

千葉県災害福祉支援チームとの連携について記載します。

該当箇所	新	旧
地震 2.7-17	<p><u>(4) 千葉県 DWAT(災害福祉支援チーム)との連携</u></p> <p><u>市に災害救助法が適用、もしくは適用される可能性がある災害が発生した場合、要配慮者支援班(本部)と県(健康福祉部健康福祉指導課長)の調整を得て、千葉県 DWAT(災害福祉支援チーム)の派遣があった場合は、速やかに情報の共有を図り、要配慮者に適切な支援を行う。</u></p>	規定なし
【その他の該当箇所】		
・風水害 1.5-5		

③ 土砂災害警戒区域等の位置図及び一覧の追加（地震 1.4-5、資料 26）

土砂災害警戒区域等の位置図及び一覧を追加します。

該当箇所	新	旧
地震 1.4-5	『図 土砂災害警戒区域等』	規定なし
資料 25	『土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域一覧』	土砂災害危険箇所一覧

④ 遺体安置場所開設候補地の順位について見直し（地震 1.6-8 他）

遺体安置場所は看護専門学校の体育館を開設候補地とし、災害の規模等に応じて運動公園の体育館、船橋アリーナ等も含めて検討するものとしていたが、運動公園の体育館を優先で開設するものとします。

該当箇所	新	旧
地震 1.6-8	(1)安置場所等の確保 災害により多数の死者が発生した場合には、広範な遺体の安置場所の確保が必要となる。 市は、遺体の安置場所として、 運動公園 の体育館を活用する。災害の規模が大きく、そこだけで遺体を収容できない事態となった際は、 看護専門学校 の体育館、船橋アリーナ等も含め、設置場所について検討する。	(1)安置場所等の確保 災害により多数の死者が発生した場合には、広範な遺体の安置場所の確保が必要となる。 市は、遺体の安置場所として、看護専門学校の体育館を活用する。災害の規模が大きく、そこだけで遺体を収容できない事態となった際は、運動公園の体育館、船橋アリーナ等も含め、設置場所について検討する。
【その他の該当箇所】		
・地震 2.14-12		

⑤ 時点修正や軽微な文言修正等

編	該当ページ
第1部 総則	・1.1-2、6、7 ・1.2-2、4 ・1.3-3～5 ・1.4-4～6 ・1.5-4 ・1.6-1
第2部 地震・津波災害対策編	・1.1-1、2、8 ・1.1-4～11 ・1.2-1～8 ・1.3-1～8 ・1.3-10～11 ・1.3-13・1.4-1～6、8～15 ・1.5-1～5、9 ・1.6-1、4～8 ・1.7-1～3 ・1.8-1、3、5～6 ・1.9-1、4、7 ・1.10-2 ・2.1-1～2、4～9、11～24、26～28、30～32、34～35 ・2.2-3、6、7、9、11～16、21、22、23 ・2.3-1～5、7、8 ・2.4-1、3～6 ・2.5-1～4 ・2.6-3、4 ・2.7-1、3～5、11～14、16～20 ・2.8-1、2、4～6 ・2.9-4 ・2.10-1～4 ・2.11-1～4、6、9、10 ・2.12-3～6、8 ・2.13-1、3～8 ・2.14-1～5、7～13 ・2.15-4～6 ・2.16-1～6 ・2.17-1～4 ・2.18-1～3 ・2.19-1～3 ・2.20-1～3 ・3.3-2、11～13 ・4.1-1、2、4 ・4.2-1、3 ・4.3-1～4、10～14、17～22 ・4.4-2、3
第3部 風水害対策編(水防計画)	・1.1-1 ・1.3-1～3 ・1.4-1、2、6 ・1.5-1～4 ・1.7-1 ・1.10-2 ・1.11-3 ・2.1-1、2、4、5、10～12、14、16、17 ・2.1-1、2、5、9、17 ・2.2-1～5、6、8 ・2.3-1～4 ・2.5-1～3 ・2.6-1、2 ・2.8-4、5 ・2.12-1～4 ・2.21-1
第4部 大規模事故対策編	・2.1-1～3、5～8 ・2.2-2、4～6 ・2.3-5、6 ・2.4-4 ・2.5-5、7 ・2.6-2～5 ・2.7-3、6 ・2.8-4、5
第5部 その他災害対策編	・1.1-2 ・1.2-1、2 ・1.3-1～3 ・1.3-5
資料編	全編